

パートタイム・有期雇用労働法等説明会のご案内

～同一労働同一賃金ガイドラインに沿った雇用管理のために～

昨年成立した「働き方改革関連法」により、同一企業内における正社員と非正規社員の間での不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、パートタイム・有期雇用労働法等が2020年4月1日より施行されます。（※中小企業事業主は2021年4月1日施行）

このため、各企業は正社員と非正規社員との間の待遇の違いが、働き方や役割の違いに応じたものであるかどうか、待遇の状況や働き方の状況等を整理し、不合理な待遇に当たる場合には見直しを行う必要があります。

佐賀労働局では、法や同一労働同一賃金ガイドライン、及び企業で対応していただく手順等について、説明会を開催いたします。

事業主・人事労務担当者等関係者の皆様は、ぜひご参加ください！

- 日 時 令和元年11月11日（月）14:00～16:00
- 場 所 佐賀市文化会館大会議室
（佐賀市日の出1丁目21-10）
- 内 容 ・パートタイム・有期雇用労働法
同一労働同一賃金ガイドラインについて
・改正労働基準法等への対応について ほか
- 定 員 120名

※働き方改革関連法に関する個別相談会も併せて開催します。

主 催 佐賀労働局

参加料 無料

申込み方法 下記の申込書に必要事項をご記入の上、令和元年11月1日までに郵送、FAX等でお申し込みください。

なお、締め切り前でも、定員に達した場合は締め切らせていただきます。

申込み先 佐賀労働局雇用環境・均等室

〒840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎7階

TEL 0952-32-7218 FAX 0952-32-7224

「パートタイム・有期雇用労働法等説明会」参加申込書 （FAX：0952-32-7224）

事業所名	
所在地	(TEL)
参加者職・氏名	
パートタイム・有期雇用労働法等について、お聞きになりたいこと、疑問に思っていることなどありましたらご記入ください。	

※ご記入いただきました情報は、本説明会の事業以外には使用いたしません。

2020年4月1日よりパートタイム・有期雇用労働法が施行されます。

働き方改革関連法に関する 個別相談会のご案内

例えば・・・

- 同一労働同一賃金について、どこから手をつけたらいいのかわからない。
- すべての手当や賞与も見直す必要があるの？
- パートにも正社員と同じ金額の手当を払わないといけないのだろうか？
- 36協定について詳しく知りたい。
- 働き方改革を実現するにあたって、利用できる助成金はないの？

など、働き方改革に関する対応等について、悩んでおられることなどありませんか？
パートタイム・有期雇用労働法等説明会に併せて、働き方改革全般に関する個別相談会を開催します。説明会の前後に個別相談会をご利用いただくこともできますので、お気軽にご相談ください。

○日時 令和元年11月11日(月) 13:20 ~ 16:40

○会場 佐賀市文化会館特別会議室
佐賀市日の出1丁目21-10

▶申込先 佐賀労働局雇用環境・均等室 840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20
TEL0952-32-7218 FAX0952-32-7224

個別相談会 参加申込書(締切:令和元年11月1日) FAX:0952-32-7224

同一の時間帯に希望が集中した場合は、受付順とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。時間帯の変更をお願いする場合はご連絡いたします。FAX、郵送等でお申込みください。

時間	希望する時間帯に ○をつけてください	相談を予定している内容(○をつけてください)
13:20~14:00		複数選択可 1 同一労働同一賃金ガイドラインに沿った 対応について 2 時間外労働の上限規制について 3 年次有給休暇の確実な取得について 4 助成金制度について 5 就業規則等の見直しについて 6 その他()
14:00~14:40		
14:40~15:20		
15:20~16:00		
16:00~16:40		

※相談時間は1企業40分以内とします。

事業所名

住所

(TEL)

担当者職氏名

※ご記入いただきました情報は、この事業以外には使用いたしません。